

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇、なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# 夏期一時金妥結

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中野支部  
機関紙 「みらい」  
NO. 3658  
16年6月3日(金)  
・Fax 095-828-1953

おはようございます。  
ユニオンは夏期一時金につ  
いて5月30日整理妥結し  
ました。

一、支給割合  
175月+8000円  
(正社員)\*詳細は別添

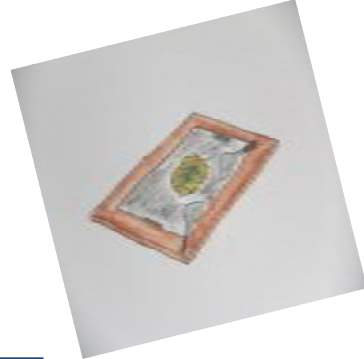
二、基準日及び支給時期  
基準日は6月1日、6月3  
0日以降準備出来次第支給

\*日本郵便の正社員と期  
間社員の一時金内容は下記  
表を、その他の社員について  
は組合の地下掲示板をご覧  
下さい。

みらい講座感想  
5月21日、22日と2日  
間にわたり、初めて「みらい  
講座」に参加させて頂きまし  
た。

全国から集まった有志の  
皆さんと会える機会を持て  
た事に感謝します。皆さんの  
ユニオンに対する情熱、職場に  
対して人を守る事の大切  
さ、一人でも闘おうとする気

力に私も胸が熱くなりま  
した。  
今回は春闘に対しての話  
でしたが、参加の皆さんの言  
葉を聞いている  
と、均等待遇や  
最低賃金アップ  
が、後のの生活  
、老後の生活  
(年金)にまで  
影響することが  
わかりまし  
た。



日々の仕事  
内容も地域の  
賃金の差も全て、自分たちの  
行動で解決できることばか  
り。もっと仲間が集まり力を  
つけていく必要性も十分理  
解できました。  
2017年の春闘も私たち  
非正規のための闘いです。一  
人では何もできませんが、  
集まれば闘えます。頑張り  
ます。ユニオンに入って本当に  
よかったです。(K)

みらい講座2次会  
全体での懇親会も終わり、  
長崎のメンバーはせつかく東  
京に来たとやけん観光ばし  
たかね、田舎もん丸出しで  
ある。「どこに行くね！」出  
てきた意見は、東京駅のところ  
にある日本郵便の商業施設  
であるKITEE、それと、も  
んじや焼きの店。

KITEE丸の内の中にお  
好み焼きの店があるという

ことで意見が一致、早速行っ  
てみた。  
さて目指すお店は「ぎゅん  
た」やはり行列で少し待っ  
た。  
一応男女2対  
2なのだが合コ  
ンには見えない  
なあ。やがて通  
された席は東  
京駅側、窓の外  
にはライトアッ  
プされた東京

したのは窓から見る景色の  
すばらしさと「お通し」。なん  
とお好み焼きの店で  
「お通し」として出さ  
れたカップの中に、な  
んとカレーとパンが入  
っていたのだ。カレーは  
スープ風カレーで、野  
菜がたっぷり煮込んで  
いる感じ。めっちゃくちゃつま  
み、思わずおかわり下さい  
と叫びそうになった。なんね



こいは？「生まれて50数年、  
数々のおこのみ焼きの店に  
行ったがこんなのは初  
めて。カルチャーショ  
ク！やっぱい都会の  
店はしゃれとるばい  
おいしいものを食べ  
そして語り合い東京  
の夜を満喫した。ユニ  
ン長崎の同志。一層の絆を深  
める忘れられない最高の夜  
となった(H)

駅とビル街  
が見える。  
注文し  
たのは、と  
ろとろと  
ん平焼と  
焼きそば  
とモダン焼  
き、正式名  
はよく覚  
えていない  
が、広島風  
でも関西  
風でもな  
さそうだ。  
牛すじの  
うまさや  
シラスの風  
味がたま  
らない。上  
品な味！  
お好み  
焼き以上  
にびつくり

2016年度夏季一時金内訳	
一般社員	○夏期手当: 1,75月+特別加算額 (基本給+扶養手当+調整手当+役割等級別加算)×在職期間割合(注)×1,75月 (注)「在職期間割合」は次のとおり。 ・在職期間6ヶ月 183/183 [8,000円] ・在職期間3か月以上6か月未満 110/183 [4,800円] ・在職期間3か月未満 55/183 [2,400円] * 育児休業・休職等の期間がある場合は、在職期間割合が異なる。 * 2016年4月1日に期間雇用社員等から正社員に採用(登用)された者は、上記にかかわらず8,000円を支給する

月給制契約社員… 基礎部分	基本賃金額×0.3×2.0
… 特別加算	10,000円

時給制契約社員	基礎部分	特別加算
	基本賃金の合計額÷6×0.3×基準日前6か月の実際勤務日数に応じ定める割合	夏期手当基準日前6ヶ月間における正規の勤務時間数の総数を6で除した時間数に応じ次に定める額を加算
	・実際勤務日数が120日以上 1.3(1)	Aランク84時間越 10,000円
	・実際勤務日数が100日以上 1.2	Aランク84時間以内 5,000円
	・実際勤務日数が80日以上 1.1	Bランク84時間越 5,000円
	・実際勤務日数が80日未満(2) 1.0	Bランク84時間以内 2,500円
	1:1日の正規の勤務時間数が8時間である者は1.8 2:実際勤務日数が60日以上ある者に限る。	

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。  
1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。